

熊本県公告第431号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成17年5月18日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成17年5月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的
次の要求内容の完全獲得
平成17年度4月より導入された『新給与制度について』は、話し合いの結果を受け実施の検討をすること等。
- 2 争議行為の日時
平成17年5月29日午前0時以降本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 争議行為を行う場所
健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の種類
前記場所の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

熊本県公告第432号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成17年5月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新外ショッピングセンター
熊本県熊本市新外二丁目2861番1ほか
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更事項	変更前	変更後
株式会社同仁堂	開店時刻	午前9時	
	閉店時刻	午後10時	午前0時
株式会社サニー	開店時刻	午前9時	24時間営業
	閉店時刻	午後10時	

- (2) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
変更前 午前8時30分から午後10時30分
変更後 24時間
- 3 変更する年月日
平成17年6月8日
- 4 変更する理由
営業方針の変更
- 5 届出年月日
平成17年5月11日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成17年5月27日から平成17年9月27日まで

熊本県公告第433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成17年5月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニー桜木店
熊本県熊本市花立一丁目116番ほか
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前0時
変更後 24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
変更前 午前9時30分から午前0時30分

- 変更後 24 時間
- 3 変更する年月日
平成 17 年 6 月 8 日
 - 4 変更する理由
営業方針の変更
 - 5 届出年月日
平成 17 年 5 月 11 日
 - 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 17 年 5 月 27 日から平成 17 年 9 月 27 日まで

熊本県公告第 434 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニー水前寺店 熊本県熊本市水前寺一丁目 17 番 29 号
サニー桜木店 熊本県熊本市花立一丁目 116 番ほか
新外ショッピングセンター 熊本県熊本市新外二丁目 2861 番 1 ほか
- 2 変更した事項

店舗名	変更した事項	変更前	変更後
サニー水前寺店	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	代表取締役 萩原 政利	代表取締役 木内 政雄
サニー桜木店	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		
新外ショッピングセンター	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		

- 3 変更の年月日
平成 16 年 3 月 22 日
- 4 変更する理由
前代表者退任
- 5 届出年月日
平成 17 年 4 月 22 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 17 年 5 月 27 日から平成 17 年 9 月 27 日まで

熊本県公告第 435 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 16 年 12 月 10 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により嘉島町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ダイヤモンドシティ嘉島ショッピングセンター
熊本県上益城郡嘉島町大字上島字同尻 2146 番の 1 ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
平成 17 年 5 月 27 日から平成 17 年 6 月 27 日まで

熊本県公告第 436 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 16 年 12 月 17 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- マンガ倉庫熊本店
熊本県熊本市南高江七丁目2676番地1ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成17年5月27日から平成17年6月27日まで

熊本県公告第437号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年5月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
高速液体クロマトグラフトリプル四重極型質量分析システム及び超臨界流体抽出システムリース一式
- (2) 借入物品の規格及び品質
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 借入期間
平成17年9月1日から平成22年8月31日まで
- (4) 納入期限
平成17年8月31日
- (5) 納入場所
熊本県宇土市栗崎町1240-1
熊本県保健環境科学研究所
- (6) 入札方法
- ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積もりに当たっては60月賃借料率で計算すること。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタルに登録された者であること。
- (2) 納入しようとする物品の仕様等証明書を熊本県保健環境科学研究所へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 6の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 納入予定機器の仕様等証明書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により納入しようとする機器の仕様等証明書を提出し、仕様書に適合するか審査を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成17年5月27日（金）から平成17年6月22日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
熊本県保健環境科学研究所
熊本県宇土市栗崎町1240-1
- (3) 提出方法
（2）に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 審査結果の通知
審査結果は、結果通知書により通知する。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。